

さいたま市 JCH0 さいたま北部医療センター跡地利活用事業

募集要項等に対する質問及び回答

令和7年5月7日

さいたま市

さいたま市JCHOさいたま北部医療センター跡地利活用事業 募集要項に対する質問への回答

No.	頁	項目等		質問内容	回答
1	P. 4	3 事業予定地等に関する事項	(1) 敷地与条件・法規制等 カ 接道条件	10210号線及び10318号線については市が拡幅工事を行う予定とありますが、今回事業に合わせて整備時期を調整して頂けると考えて宜しいですか？ また、本件の確認申請時等に於いては当該部分は道路として扱えると考えて宜しいですか？	前段については、募集要項P. 4に記載のとおり、「工事時期については事業者と本市の協議による」ものとします。なお、工事発注期間が必要であるため、余裕をもって協議を行ってください。 後段について、東側の10318号線は、建築基準法第42条第2項により、元道の中心から2mの位置までを建築基準法の道路として扱います。北側の10210号線の拡幅工事部分は、一般的には、工事完了後に道路の供用開始の告示をもって建築基準法の道路として扱います。そのため、確認申請時等においては道路として扱わないことが想定されますが、工事時期、告示時期によってその判断は異なりますので、改めて市へご相談ください。
2				10210号線の拡幅予定部分（453-5）ですが、区画Ⅱ沿いに歩道が整備されると考えて宜しいですか？	お見込みのとおりです。 市において歩道を整備します。
3	P. 12	4 事業概要	(7) 募集等のスケジュール	今回公募開始から参加登録までの期間が1.5ヶ月、提案書提出までの期間が3ヶ月と前回公募時の約半分の期間となっています。各フェーズまでの期間が非常に短く、応募グループ構成に向けた調整期間や提案書作成期間を十分確保する事が難しく、本公募への参加が難しいと感じます。公募期間を前回公募時と同期間へ延長頂くようご検討よろしく願いいたします。	本事業は、再公募であり、前回公募からの要求内容等の変更が限定的であることから、募集要項記載の「募集等のスケジュール」としています。

さいたま市JCHOさいたま北部医療センター跡地利活用事業 要求水準書に対する質問への回答

No.	頁	章・節	項目等	質問内容	回答
1	P. 32	第2章 設計業務 第4節 設計業務対象施設に係る要件	1. 民間施設 (2) 必須機能1 屋内スポーツ施設	市支援時間帯における市民利用の促進として、自主事業を提案することは可能か。（屋内スポーツ施設と公共施設との連携等）	屋内スポーツ施設は、市民等の利用を想定していますが、市が利用者支援を行う時間帯である平日9時から17時までの間については、当該利用の見込みがないと判断された場合に限り、自主事業の実施を可能とします。なお、実際に自主事業を実施する場合には、市に対して自主事業の計画書を提出し、事前に市の承認を受けてください。
2				市支援時間帯における市民利用の見込みがないと判断された場合、自主事業に利用することは可能か。	No. 1の回答をご参照ください。
3	P. 73	第5章 屋内スポーツ施設の運営業務 第3節 屋内スポーツ施設における本市の利用者支援	市が支払う使用料の計算	対象時間帯の利用料金・利用区分は市内公共体育館と同様とあるが、利用目的によって利用料金を減免することも予定されているか。もし減免した場合は「利用者が支払った利用料金」は0円で計算されると認識してよろしいか。	屋内スポーツ施設は、市民等の利用を想定していますが、市が利用者支援を行う時間帯である平日9時から17時までの間について、市が主催又は共催する公共性の高い事業等が実施される場合は、利用料金を減免することを予定しています。その場合、市は、減免後の利用料金を差し引いた金額を使用料として事業者へ支払います。なお、全額減免の場合は、差し引かれる利用料金は0円となります。
4			3. 対象の時間帯における運営方法	運営方法を同一にする上で、該当時間帯における予約方法の手段として、既存のさいたま市施設予約システム（抽選システム等）を使用することは可能か。	屋内スポーツ施設は民間施設のため、市の公共施設予約システムは利用できません。